

舟橋村コミュニティ振興交付金（地域活性化事業）制度改正のお知らせ

自治会に限らず、任意の団体も交付対象となりました。

【制度改正の概要】

舟橋村では、地域活性化や地域課題を解決するために創意工夫し企画した地域活性化事業に係る経費について助成しています。対象団体は、これまで「自治会」に限定しておりましたが、今年度より「複数の舟橋村民を含む5人以上で構成する団体」を加えました。

【交付対象団体】

1. 自治会（従来どおり）
2. 複数の舟橋村民を含む5人以上で構成する団体で、村内で活動し、政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としない団体

【対象事業】

- ・地域コミュニティ活性化に資する事業（例：夏祭り、クリスマス会、コンサート等）
- ・まちづくりに熱意を持つ村民等が自主的に実施する事業
（例：道路や公園のイルミネーションや緑化活動、空き家や遊休農地を活用したイベントの実施等）
- ・その他公益性、独創性、発展性及び実現性が期待できる事業

※ ただし、同一事業は5年間までとし、それ以降は毎年減額して交付します。

また、他の制度により舟橋村から助成を受けている事業において重複して申請することはできません。

【交付金額】

事業費の2分の1で限度額20万円

【交付申請】

様式第1号「舟橋村コミュニティ振興交付金申請書」に以下の書類を添付して申請してください。

- ・事業計画書（任意様式）
- ・事業収支予算書（任意様式）
- ・見積書等事業費に係る根拠資料

交付対象団体2（自治会以外の団体）の場合は、上記に加え、次の書類も添付してください。

- ・団体の規約又はこれに準じるもの（任意様式）
- ・構成員名簿（住所と氏名を記載したもの。任意様式）

【留意事項】

- ・「舟橋村コミュニティ振興交付金要綱」の内容をご確認の上、申請ください。
- ・事業実施後、実績報告書の提出が必要となりますので、領収書等支出証拠書類は大切に保管ください。

※ 新たに事業を企画される際は、申請前にご連絡ください。

お問い合わせ

舟橋村総務課 電話 076-464-1121